

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度

その他死亡給付制度について

川 元 英 二

は し が き^①

イギリスにおいてはもちろん、国民保険による寡婦および遺児に対する給付があり、一家の担い手の万一に際する経済的準備が行なわれているが、しかしそれは寡婦と三児に対してただ週一四一シリング^②（六〇才以降寡婦に支給される比例年金は別とする）を与えるに過ぎないものであるから、明らかに私的寡婦基金（private widows' fund）^③に対する余地が大きく残されている。

イギリスにおいて被用者に対して退職年金制度の設けられている企業がすこぶる多い。被用者死亡給付については、このような制度における被用者が退職年金の支給後に起こる同給付と勤務中におこる同給付とに大別して考察すべきであろう。後者の一時金給付については、かつて筆者が「イギリスの自家投資基金と団体保険年金制度」において、いささか述べたことがあり、また、本稿は勤務中死亡給付としての寡婦・遺児年金制度について、特に取り上げたわけであるとはいえ、その後の文献において勤務中の死亡に際して意外に、寡婦・遺児年金制度に代るものとしての死亡一時金給付制度への関心が、大きいことを知り、本稿においてこれについても相当触れることになった。なおまず退職後の本人死亡の給付について述べてみたい。

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について（川元）

注① 本籍は主として次の諸文獻によるものとす。

Gordon A. Hosking: Pension Schemes and Retirement Benefits, 1960, pp. 103~10, pp.172~3, p.180, pp. 284~5,

Michael Pilch and Victor Wood: Pension Schemes, 1960, pp. 63~4, p. 217

Michael Pilch and Victor Wood: New Trends in Pensions, 1964, pp. 50~4, pp. 114~6, p. 212

- ② この終字はホスキング著書にはない (Hosking: *ibid.*, p. 104) 九回シリングとなくつゝる? これなことを掲げた表の④⑤の合計である。寡婦・寡母に關する雜項は「一九六三年」表にあるように改正となつたので、現在一四一シリングに改訂するものと思はれる (雜項)。

国民年金における寡婦・遺児給付①

	1963年 5月27日以降 の最初の支給日より②	同日前③
(1) 寡婦手当 (当初13週間) widow's allowance	95シリング	70シリング
(2) 第1子加算 (") additional allowance	30	20
(3) そのほかの各子女加算 (")	22	12
(4) 寡婦母親手当 (当初13週間後) (第1子加算分共) widowed mother's allowance	97シリング	70
(5) 第1子以外の各子女加算 (")	22	12
(6) 寡婦年金 (") (50才以上の場合) widow's pension	67シリング	50
(7) 退職年金④ (60才以上の場合) retirement pension	67	50
① 夫が被保険者であった場合の、夫死亡に際する寡婦給付。		
② 「社会保障年鑑」(1964年) 201頁		

③ Hosking: *ibid.*, pp. 284~5

④ 子女なく、且つ寡婦50才以上のとき夫死亡の場合、(i)に引続き支給される給付。

⑤ 夫が退職年金支給資格獲得後に死亡、且つ寡婦60才以上の場合の給付(独身者の退職年金となる)。

⑥ この点については左記が参考となるであらう。

拙稿「イギリスにおける国民年金と私的退職年金制度との調整・総合その他について」(関西大学・商学論集第一〇巻二
号一二二~二頁・一二六~七頁)

一 退後後の死亡給付^①

大部分の退職年金制度には、年金受取人が生存していようと死亡していようと、少なくともある一定期間は、年金が継続するであろうという規定が含まれている。このような規定はおそらく元来、あらゆる場合ある人またはその被扶養者は、少なくとも彼自身の掛金を返還してもらわなければならないという認識から生まれたものと思われるが、離出制の私的基金においてしばしば見出される一つの方式である。もう一つの普通の方式は退職年金は如何なる場合においても、五カ年以上の最低期間は支給されるであろうという保証である。どちらの方式も年金受取人の被扶養者に対して、適当な準備を与えているものとは、認めることができない。そしてこの理由により非常に沢山の制度が退職被用者に彼の年金の一部を、彼の妻(または他の有資格被扶養者)に対し、彼の死亡に際しその時彼女が生存しているならば、その時点から始まる彼女の終身年金に振替える(exchange) 選択権が与えられている。この選択権のコストは僅少なものとはいえない。例えば六五才に退職し、年一、〇〇〇ポンドの年金を受取る資格ある被用者が、六三才の妻を持っている場合、彼女の死亡まで同額で続くところの、上記のものと同価値の年金額は約七五〇ポンドとなり、二五%の減額である。それで退職従業員のただ少数の者がこの選択権を行使しているように思われ

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について(川元)

るのは、驚ろくべきではあるまい。この選択権が存在している場合、これ等のうちの大部分は、寡婦年金額を可能な最高年金額よりも若干少ないものとしてゐる。雇主が、退職後の死亡に際して自動的に特定の寡婦年金の与えられるような方法に、より以上の関心を、徐々ながら示し始めているということも、驚ろくべきでない。もちろん既にこのような規定を備えているある数の制度も存在している。そして若干のものはすでに頗る長い間存在して来ている。しかしそれ等のものは明らかに少数にすぎないのである。

このような場合、その給付が一時金の形態と年金の形態とどちらがよいかの問題は、起こらない。それは内国歳入当局が、加入者本人の年金の四分の一を超えては、年金受取人の死亡に際しても、無税の一時金（保険数理的に計算）として支給することを、許さないであろうからである。この場合の内国歳入当局が認めるところの寡婦最高年金額は、従業員に対する認可可能な最高年金額の半額に等しい金額である（ここに留意すべきはこの年金額は實際上従業員に対して与えられている年金額ではないということである）。

例えばこのようにして何の変つた事柄もなく、年一、二〇〇^{ドル}の給与を受けながら、最低二〇カ年を勤務した後六五才となった従業員は、最高年八〇〇^{ドル}の年金を支給される資格をもつことができるが、この場合彼の死亡に際してもしその妻が生存しているならば、彼女は彼の死亡の時から年四〇〇^{ドル}の年金を支給されるであろう。同制度がもしそのように規定しているならば、彼は彼の年金の半を無税の一時金―その金額は年金額年二〇〇^{ドル}に対し約二、〇〇〇^{ドル}とすることができる。この場合基礎となる国民年金を加えるならば（この場合彼または彼の妻が得るかも知れない比例年金は何等考慮に入れない）、合計年金年一、〇八三^{ドル}（彼の死亡に際しては年五七五^{ドル}に減ずる）と、二、〇〇〇^{ドル}の一時金および合計年金年八八三^{ドル}（彼の死亡に際しては五七五^{ドル}に減ずる）との間を選択することができる。^③

注② Plich and Wood: *ibid.*, pp. 114~116

② ここに記された諸数字は次のようにして算出されたものであろう(筆者)。

私的年金制度	国民年金	合計
年額 800 ポンド	年額 283 ポンド (週額 109 シリング)	1,083 ポンド
400	175 (" 67 シリング 6 ペンス)	575
600	283 (" 109 シリング)	883

なお国民年金の週額一〇九シリングは夫婦の均一年金額であり、六七シリングは独身者の均一年金額である。

二 勤務中の死亡給付について①

ほとんどあらゆるイギリスにおける私的退職年金制度において、勤務中に死亡した加入者の被扶養者に対しては保護が与えられている。保護の金額・範囲および種類には広範な差異がある。これ等については雇主およびアドバイザーのなかでも意見が区々である。単なる加入者自身の掛金の返還(利息付または利息無し、後者はより普通)、または労使両掛金の返還(利息付または利息無し)というのもある。死亡日までの加入者本人の加入年数に基づく寡婦・遺児年金または加入者年金の算式基礎になっている給与の七倍に等しい一時金給付というのもある。あるいは正常退職年令までの年数であったであろうものに基づく寡婦年金もあるかも知れない。または寡婦年金と一時金との併給も存在するであろう。そこでまず一般的な諸問題から考察してみたい。

I 一般的問題

1 一時金給付(年金選択権付)か年金給付か

勤務中の死亡給付の形態について先ず一時金か年金かの問題がある。ピルチ・ウッド共著書(一九六〇年)では

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について(川元)

「この点に関してある偏見がつねに見受けられるように思う」旨が次のように述べられている。すなわち一時金の場合、とかく無駄費いして終うであろう―いな、わるくすればいかさま師の好餌になって終うかも知れない―という飛躍的な考えがあるというのである。實際上死亡給付の形態が被扶養者の必要性によくマッチするよう考慮して決定せられるべきものとすれば、その論理的な当然な帰結は、このような目的に対して一時金給付の方がより良いということであろう。というのは、このような必要性の適切な考慮はあまり前以ては行ない得ないものであるからして、先ずその給付を一時金として受取られるようにしておくことのみによって、必要に対する融通性が満足に得られるであろうというのである。またそれが年金の購入によって所得に変えられるべき程度および年金種類の決定は、その時の周囲の事情によって左右されるであろうのといふのである。

このことはピルチ・ウッド両氏が一九六三年頃行なった調査の結果によって裏付けされた、といえよう（第1表参照）。庄倒的多数の会社は寡婦年金に較べ一時金を採用しているといえる。一時金給付には遙かに融通性があり、つねに所得に変更し得るものであり、容易に寡婦に対する年金に変え得るからである。寡婦年金は、表面的には必要性とより緊密な関連をもっているように思えるけれども、あらゆる事情を充足するものではない。もっとも一時金給付にはその必要性のないときにも給付の与えられる可能性があるとの批判もある。

しかし寡婦年金を可とする重要な一点の存在するのを看過することができない。それは年金形態とすると被扶養者に対して妥当な準備を与えるところの金額を、實際上雇主がより容易に看取できることである。死亡給付を一時金として表わすとき、これにつねに付き纏っている欠点は、その死亡給付が實際上そうであるよりもより寛大にみえるかも知れない、ということである。一、〇〇〇〇の保険金はかなり大きい金額にみえるかも知れないが、若い寡婦に対しては週一〇〇の所得となるにすぎないものである。しかも、この若い寡婦には扶養すべき子女があるか

第1表 死亡一時金・寡婦年金給付提供の制度数・百分比注⑨

	保険型	自家管理型	合計	百分比
死亡給付なし	1	2	3	2%
死亡一時金給付				
給与1カ年分	45	10	55	33
” 2カ年分	55	6	61	36
” 3カ年分	6	1	7	14
” 4カ年分以上	—	1	1	
年金額の10倍	12	3	15	10
その他の方式	9	8	17	
合計	127	29	156	93
寡婦年金給付				
加入者年金の半額	2	3	5	
その他の方式	—	4	4	
合計	2	7	9	5

備考 大部分の自家管理型年金においては、死亡一時金はすべて分離した保険型制度により考えられている。

上記の表よりの除外——一部保険型の4基金、保険型か自家型か明記のない1制度、死亡給付額の明記のない1保険型制度。

寡婦年金・死亡一時金併給の少数の場合には、より多額の、主給付と思われる給付種類に計上。

Pitch and Wood: *New Trends in Pensions*, 1964, p. 50, p. 212

イギリスにおける寡婦・寡児年金制度・その他死亡給付制度について (三六)

も知れないのである。

2 独身男子および女子従業員の問題

既婚の男子従業員と独身の男子または女子従業員との間に区別を行なうべきか否かには、賛否の両論がある。(第1表ではこのような区別のある場合男子に適用の死亡給付が採られている)。

一見しては区別するのが論理的のように見えるかも知れないが、実際上は同じように、その被扶養者を保護する必要のある多数の女子および独身男子従業員が存在する、ということが一般的に見出される。例えば老令の父母がその独り子の息子または娘の死亡に際して、子供のない若い寡婦よりも、はるかに悪い経済的窮境におかれるかも知れないのである。子供のない寡婦はよし再婚しなくとも、あまり多くの困難なしに就職することができるであろうからである。また既婚の男子・女子従業員の定義は重要かもしれない。例えば、幼ない子女のある寡婦の場合、または離婚となっていないとはいえ多年彼の妻と別居している既婚者の場合は如何にすべきであろうか。

制度の加入者数に比較して女子の加入者数の割合がかなり少ない場合においては、女子と男子を区別することから生ずるコストの節約も比較的僅少であって、その価値がないことになるかも知れない。独身男子と既婚男子の各従業員数を較べる場合、その各グループの加入資格に年令と勤務年数を考慮するとき、前者の後者に対する割合が高いことは稀であろう。このほか多数の女子従業員がその制度に含まれている場合の問題がある。この場合、寛大な方策がとられ、もしそうでなければ苦難に陥いるであろう個々の場合において、恩恵的な支給が行なわれるとするならば、若干の区別を設けてもよいと言えるかも知れない。

3 勤務年数とともに死亡給付を増額する方式の是非

すこぶる少数の制度において見出される一つの種類に、勤務の長さにリンクして金額を段階的に上げて行くもの

がある。例えば制度に加入した際に給与一カ年分の死亡給付を、また一〇カ年の勤務を終った際には給与二カ年分を、またさらに一〇カ年の勤務を終えた際には三カ年分をというような方式である。これもまた一見しては合理的のように見える。その根底にある仮定は、会社は古い従業員の被扶養者に対して最近雇われた若年者よりも、より大きい道徳的債務を負っている、ということである。しかし必要という見地からいうならば、このような給付方式は全然誤りというべきであろう。最近加入の若年者の死亡に際して、扶養すべき幼児のある寡婦が残されるかも知れない。長期の加入者においては、おそらく子供等はほとんどみな成人して自活し、大部分の家族に対する責任は解消していることであろう。そしてその加入者自身もその個人的節約の蓄積を幾分は持つことであろう。そのとき死亡給付が付加されても、その利用価値はさほどでないかも知れない。また短期勤務者に与えられる給付額は不適当となる可能性もある。(なおこのような事柄は寡婦年金の給付形態においても同様に考えられるであろう)。ここでもう一つ留意すべきことは、このような取決めの場合のコストの問題である。そのコスト、例えば定期保険保険料は払込む年令の進むとともに、通常増加するものであるが、この点を別としてもそのコストは、保険金額における増加に比例して二倍となり、三倍となる。そして実際上は、上記の例えば三カ年分という保険金は、保険料率が最大の高年令において起こるわけである。

Ⅱ 一時金給付の現状

退職年金制度の下で勤務中の一時金死亡給付の金額が、顕著に増加していることを示すところの明確な証拠がある。すなわち以前には給与約一カ年分の給付が非常に広く用いられていたのであるが、それはいまや急速に減少して、事実上第1表および第2表に示されているように、給与二カ年分の給付がより多いものになっている。この進展は一九五六年の財政法により著しく促進された。というのは一九五二年所得税法第三七九条下に認可された退職

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について(川元)

第2表 死亡給付方式における変更制度数

(過去5カ年間に於けるもの)

死亡給付*の増額	31
死亡給付の減額	—
現行給付への寡婦年金の付加	3
内容の明記のないその他の変更	17

Pilch and Wood: *ibid.*, 1954, p. 212

* この項目の表現の仕方を見ると、この「死亡給付」とは死亡一時金を意味するものといえよう(筆者)。

年金基金を持つ多数の雇主は、同上財政法の結果として、その保険料率がより安価となったので、合計コストにおける増加なしに、生命保険の給付の金額を倍加することができたからである。

雇主が段々生命保険給付の金額を増額しているのは、次の事柄もその一つの理由と考えられる。それは年金制度により、労働異動の大部分がその年令グループで低下するに相違ないと思われる四〇才以下の年令グループにおいて、年金給付が勤務先を変えようとしている従業員に対し、ほとんど何等の影響も及ぼしていない、ということである。事実上現在何等かの種類の退職年金制度のない雇主は、ほとんど無くなっていること、勤務を去る従業員に受給権賦与の権利 (vested right) が与えられるべきである、という圧力が増大していること、比例国民年金制度の導入、これ等の諸要素により、職域年金給付の刺戟的価値および労働異動を阻止する力が、さらに減殺される運命にあるといえよう。とにかく若年者に依然として重要であり、魅力のある一つの事柄は、彼の時ならぬ死亡の場合において彼の妻および家族に保護が与えられるということである。

Ⅲ 内国歳入当局と最高限死亡一時金

内国歳入当局が関係している限りでは、雇主は彼のコストで、一時金であろうと、年金であろうと、またはその併給であろうと、その種類の如何にかかわらず合計して、被用者の認可可能な最高年金額の元本価格 (capital value) に等しい給付を、与えることができることになっている。この場合留意すべきことは、認可可能な最高年

金額を参考とすべきであって、實際上与えられる年金額を参考とすべきではない、ということである。また七、五〇ポンドまでの死亡給付は認可可能年金額の如何にかかわらず、許されるであろう。またこの目的のための最高所得水準は三、五一七ポンドであり、この場合年所得の七倍までの死亡給付が、許されるであろう。^①

注① Plich and Wood: *ibid.*, 1960, pp. 63~4

Plich and Wood: *ibid.*, 1964, pp. 51~4, 114~6

② この調査・分析は著者が一一項目につきアンケートを出し、一八〇社の回答を得、これを基礎として種々研究を行ない、その一連の結果を発表したもの（拙稿「前掲」〔関西大学商学論集第一〇巻二号一三二頁を参照されたい〕、本項もその一つの紹介である。

③ 本表については左にいささか付記したい。(Plich and Wood: *ibid.*, 1964, pp. 50~1)

(a) 本表の数字は単に会社により与えられている死亡給付のみに関するものであり、醸出制の場合、加入者の死亡に際し普通その遺産に払われる被用者掛金の返還は、本表から省かれている。

(b) 事柄を分り易くするために、死亡一時金給付において給与六カ月分以下の給付は無視された。本表において何等の給付をも提供しない会社の大部分はこれに当る。この水準以上の一時金は必要な場合、近似的にみて各々妥当な年数の項目に入れた。もっともその給付がきつちりと示された数字の場合が、大きい割合を占めている。

(c) 死亡給付が給与の三カ年分以上という項目には、その死亡給付が年金と同一値の一時金となっている制度も含んでいる。六五才で退職する男子被用者に対して死亡給付はその年金の一〇倍とみてよい。それで年金額が最終給与の半額となっている場合、同一値の死亡給付は給与の五年分となるであろう。加入者死亡に際する給付は彼の年金受給資格と関連しており、通常過去および現在の勤務の全期間に関連させられているので、この基礎による制度の大部分は、實際上給与の三倍を超える死亡給付を与えるものとなっている。

(d) 「その他の給付方式」には既掲以上に寛大なものもないではない。また一時金給付のいろいろな種類を含んでいる。例えば被扶養者に支給される給付が、その掛金の被用者および会社により払われた年金額に基づくものであり、その年金額が money-purchased 方式（まず掛金額を決め、これを払うことにより年金を購入する方式で、イギリスでは

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について（川元）

さらにこの方式で特に退職制度に関係のない個人年金で、退職年金に関する掛金・積立金への租税特典の何等ないものをいうことがある)による種類がある。また同項目には種々の形態の、修正された養老保険契約が含まれ、給与に関係のない均一給付と給与に関係ある死亡給付との平均値を割当ててることの、不可能なものがある。

④ この点についての筆者のピルチ氏への質問に対し、同氏より次のような回答があった。

「事実上、内国歳入当局がこの点に関し認可する死亡給付の金額には、一定の最高限度がおかれている。その限度は通常二五、〇〇〇ポンドすなわち7×3.57ポンドとなっている。

しかしこれに対し、死亡給付は年所得の七倍または二五、〇〇〇ポンドのうちの少額の方、と表現してもよい。もっとも七、五〇〇ポンドまでの死亡給付は、所得水準の如何にかかわらず認可されるであろう。

ここに注意すべきことは、これ等の限度は被用者が短期勤務その他の事由により、ただ限られた年金額を得ている場合だけに、適用されることである。このようにして年所得二二、〇〇〇ポンドの人が二〇年以上勤務し、同所得の妻、すなわち年額八、〇〇〇ポンドの年金を与えられることができるのであれば、この元本価値に等しい死亡給付、すなわち約八〇、〇〇〇ポンドの死亡給付を与えられることができる。そして二五、〇〇〇ポンドの限度はこれ等の事情においては適用されない。(本段は本文における初めの部分の内容を詳述したものであろう。―筆者)

三 寡婦・遺児年金制度^①

勤務中の死亡給付として寡婦年金を与える制度について述べてみたい。この場合主要給付は寡婦に対する年金であるが、おそらく寡婦に対する相当多額の年金とともに、特定年令の各子女に対するある所得も付加されるであろう。なお本節は主として自家基金としての制度を取扱ったものである。

1 自家基金よりの分離式同基金への付加式

いま寡婦・遺児年金は自家退職年金基金の内容に似た基本的文書(Constitution)により、これから分離した制

度として設けられることもできるが、現存の自家退職年金に適當な規定の修正を行ない、これに付加された年金の制度とすることもできる。どの方法を採用するかは個々の事情に左右される。しかし一般的に後者の付加式制度 (combined scheme) は次の利点を持つものといわれる。

- (1) 管理・経理・監査・投資および委員会の仕事が、はるかに簡単となる。
- (2) 死亡経験における変動による利益・損失は自家退職年金制度の大部分および付加部分において互いにある程度相殺し、相補完するものとなるであろう。例えば勤務中の予期しない高死亡率により寡婦への年金支給額が、より大きくなるであろうが、生残し退職年金を受取る加入者自身の数はより少なくなるであろう。その反対もあり得る。
- (3) 従業員掛金の免税につきさらに有利な取決めが可能となる。

2 寡婦年金額その他

寡婦年金額の決定の方法には種々ある。しかしその年金額はどんな特殊な場合でもおそらく従業員退職年金制度と同じようなパターンを取ることであろう。というのは寡婦制度が退職年金制度と別のものになることは、稀だからである。このようにしてもしも退職年金制度の年金額が報酬と勤務年数に左吉されるものとすれば、寡婦年金制度の年金額は死亡時まで實際上受給権利の発生した退職年金の半額、またはより以上の給与の増加がないものとしたときの正常退職年令で支給されるであろう年金の半額となるかも知れない。しかしどんな寡婦年金額が払われようと、受給資格条件としてその前に、例えば一〇カ年の最低期間の完了ということが、規定されるであろう。また寡婦年金には支給時に一年につき、例えば五〇ポンドという特定最低年金額が、規定されるかも知れない。このような最低額は一般的に望ましい。それは、最低勤務期間より僅かに多い期間後に死亡した場合、その年金額は、もしそ

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について (川元)

うでなければ同制度の目的に適當でないような少額となるかも知れないからである。

もしも退職年金制度が報酬または勤務年数の如何にかかわらず、ある一定金額の年金額を与えるのであれば、寡婦制度でもその年金額は、同様に報酬または勤務年数に関係がないものとなり、またおそらくより少ないものとなることであろう。

3 遺児年金額その他

寡婦年金は終身間（再婚に際しては中止）支給されるようにできる。

もし遺児給付も含まれるならば、各子女に対して一定額（例えば母親年金の半または半）が支給されるようにできる。なお通常それは一六才または一八才で中止されるようになっていく。その母親が死亡したときには増額されるようになっていく。しかし一般的に母親の再婚によっては影響されない。また基金の債務を制限するために、一家族につき一度に例えば最大限三人までの子女が年金を支給され得るものと、規定することができる。しかし実際上このような規定がなくとも通常そのコストはそんなに高くはないであろう。そしてこの規定を含めるとき個々の場合に、むしろ困却させられることがあるかも知れない。継子にも通常保護が与えられる。しかし養子に関しては、善意の場合にのみ支給されるよう制限が行なわれている。そして受託者が事情を考慮した後に、自由裁量により支給できるようにするのも一方法であろう。

4 掛金

寡婦年金制度または寡婦・遺児年金制度への掛金は一般的に従業員年金制度よりも遙かに少ない。そしてしばしば全コストを雇主が負担する。もちろん退職年金・国民年金に対する掛金合計額が、各従業員所得の不合理に高い割合となっていないときには、その掛金を従業員も分ち負担すべきでないという理由は存在しない。しかし負担が

重荷になる場合には、それは報酬増加へと導びくようにならう。そして結局間接に雇主がコストのほとんど全部を払うことになるであろう。

5 免税特典

寡婦・遺児基金もまた第三七九条下に認可され得る。同基金が第三七九条下で認可される場合にはその主要給付は、第三七九条下認可の退職年金基金に対すると同じく、年金であることを必要とする。そして年金基金におけると同じく雇主掛金・従業員掛金ともに、一般的に免税の特典を受け、積立金の利息収入も無税である。ただしこの場合その寡婦・遺児基金への加入が任意であることを要する。また被用者掛金に関する免税は、もしそうでなければ特定被用者が課税されるであろう最高税率において行なわれる。

しかし第二一九条および第二二五条にも寡婦・遺児年金について記され、免税を受けられる。すなわちある従業員が勤務条件として―強制的に―寡婦年金を与える基金、または寡婦・遺児に給付を与える基金に掛金を払う場合、第二二五条第一項の下で免税が行なわれる。それでその加入が強制的な醸出制基金には、この条文が適用されるのであるが、強制的でない基金にはこの条文は適用されない。また第三七九条下の免税は、免税が第二二五条下に要求されることのできる場合には適用されない。

強制的寡婦制度下における免税は特定率 (appropriate rate) で与えられる。特定率は第二二五条第三項に次のように定められている。

- (a) 総所得が一、〇〇〇ポンドを超える場合、標準率の半額。
- (b) 総所得が一、〇〇〇ポンドを超えるも二、〇〇〇ポンドを超えない場合、標準率のみ。
- (c) 総所得が二、〇〇〇ポンドを超える場合、標準率。

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について (川元)

上記の場合注意すべきことは、与えられるのは租税の免除であって課税所得額の調整ではない、ということである。また第二二五条適用の場合にも第三七九条下の寡婦・遺児基金の場合同様、雇主掛金および利息収入は免税特典を受ける。

6 若い妻の場合

もしも寡婦の年令が加入者よりも例えば五カ年以上も少ない場合には、掛金の増加または加入者死亡に際する寡婦年金額の減少をなし得る旨の規定が、通例挿入されている。同規定は、老令従業員が非常に若い寡婦を残した場合、そしてその寡婦に正常の水準の年金額が頗る長い期間にわたり支給された場合、そのコストが高くなるのを免れないので、幾分でも基金のこのようになるのを防ごうとしたためのものである。

7 醸出制の場合の諸問題

従業員の掛金醸出の場合には二つの大きい事柄について、決定を与えなければならない。第一は全従業員またはあるグループの男子従業員に対し、加入が任意であるか、強制的であるかの決定である。第二は寡婦または子女なくして退職前に死亡または脱退したとき、如何なる給付を与えるかの決定である。

(1)もし実行し得るならば、少なくともあらゆる既婚男子および子持ちの鰥夫の強制的加入が望ましい。もしも加入が任意であれば良健康体の者よりも不良健康体の者が、より容易に加入する傾向を生ずるであろう。その場合加入者の死亡率が普通よりも高くなり、従ってより多い掛金が必要となるであろう。また加入が任意の場合、既婚の非加入者が死亡したとき、恩恵的な寡婦年金が要求されるかも知れない。この場合加入しなかったのは、死亡した夫の過ちであり、寡婦の過ちではないというので、雇主の拒否が困難かも知れない。それで雇主がその要求を容れるとき加入者に次のように感じさせないかを考えねばならない。すなわち寡婦年金が非加入従業員の寡

婦によって得られるというのであれば、この寡婦年金制度に加入する必要がないかも知れないと感じさせないかを考えねばならない。あらゆる男子被用者の加入を強制することが可能であるとするならば、このような困難や紛糾は避けられよう。またこのように強制的にできなかった場合、もし独身男子被用者が晩く結婚し、そのとき加入することにしたとすれば、そのとき課せられる掛金は加入者にも雇主にも高率となることからの紛糾も避けられよう。この場合高い掛金が課せられるのでなければ、寡婦の年金は不適當なほどに減少されなければならない。

(2) 加入が既婚者および子持ちの鰥夫に対して強制的であるとすれば、子女のない加入者の妻が死亡したとき、またはその上鰥夫の最年少の子女が学校卒業の年令に達したとき、脱退が許されるであろう。それでこのような事情に際して掛金を、いくらかでも返還するかどうかを、決定しなければならぬ。若干の制度では火災保険に関しては、保険事件の発生しなかったとき、何の返還も行なわれぬという点を参考とし、返還の要なしとの見解がとられている。これはおそらく不当に過酷というものであろう。それは、死亡危険が年令とともに増加するものであり、保険数理的基礎の上から若干の返還は正当化されることが、できるからである。この場合、その掛金負担率が妥当なものとすれば、これ等の事情の下での被用者掛金のままたはその返還は、おそらく大体妥当な措置と見做してよいであろう。既婚男子または子持ちの鰥夫が脱退するとき、同様の事柄が発生する。もしも独身者または子女のない鰥夫が加入や加入継続を強いられ、あるいは許されたりするときには、問題はさらに厄介になる。それは脱退または退職までの全加入期間に何の寡婦または他の年金の支払われる可能性がないであろうからである。この点は寡婦も子女も生残しないときには、一部分寡婦の母その他の被扶養親族に、年金が支給される旨規定することによって、補なわれることができるが、この規定のあったときにも、如何なる種類の年金給付も支給される可能性のない場合が残る。

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について（川元）

单身者および子女のない鰥夫が加入を強制される場合、脱退・退職または年金を受取るべき被扶養者なしの死亡に際して、加入者の掛金を全部返還するよう規定を設けることは、おそらくより良い方法といえよう。

上記のような複雑な問題があるので、寡婦・遺児制度はしばしば全部雇主により払込まれている。若干の場合には、被用者は退職年金に、幾分より高い掛金を払込むことを求められている。

8 危険の分散

退職年金を与える制度は僅かの被用者に対してすら設置し、自家管理を行なうことができる。それは少数という不満足から生ずる如何なる不利な経済的結果も、それが妥当な場合、生保会社から即時年金または据置年金を購入することに於て、これを防ぐことができるからである。しかし寡婦・遺児制度下では予期しない死亡数が基金にひどい緊張をもたらす、殊に初期において然りとす。そしてこの理由により、その従業員数の僅少なとき、ときどき生保会社と再保険することが望ましいかも知れない。もつとも、そのようなときでも同じ被用者に対し、ただ退職年金のみが与えられる場合には再保険は必要でないかも知れない。

9 基金の分離

退職年金基金が設けられたときととき後になって、寡婦・遺児に対し年金形態における死亡給付を与えるよう、決定をみることがある。しかしそのとき、しばしばこれ等の給付を退職年金制度の現行機構の中に入れ、一体のものとするのが、実行できない場合が存在する。その結果、その目的のため分離した制度を設けることが必要となるかも知れない。他方、現行退職年金基金にこのような給付を付加する権限が存在するが、しかしそのために分離した制度を設けることが良いかどうかに関して、やかましい議論の起ることもある。

一般的な意見をあまり独断的に述べることは危険であるが、つねに理解されていなければならないのは、自家寡

婦・遺児基金において、加入者の予期しない高死亡率は基金に緊張をもたらすものであり、一方退職年金基金においては、予期しない高死亡率は通常基金に利益をもたらす傾向のあることである。同様にして、低死亡率もこれ等二つの基金に相反する影響を与える傾向がある。それで明らかに分離した基金が設けられているとき、一つの基金が利益を生じ、もう一つの基金が損失を示すことになるが、この傾向はこれ等基金に固有の性質である。従ってこれ等を一緒にした場合の経験は、何等の認むべき利益または損失を示さないかも知れない。しかも分離した基金の設けられた経緯からして、一つの制度における剰余金を他方の基金における損失を補うために用いることは、直接には行ない得ないことが、あるかも知れない。おそらく一つの雇主掛金を減少し、減少分をもう一つの掛金の増加に用いるとき、間接にその目的が達せられるであろう。

だからといって二つの相反する作用を互いに補うようにと、二つの分離した基金を作意的に設けることが健全といえる場合は、まず稀であろう。一体となった基金こそは大体つねにより良い結果を示すものである。寡婦年金を与えることになっていない退職年金基金を設置しようとする場合、少なくとも後になってこのような給付を与え得るような、広い修正の権限について、予め規定しておくことが肝要であろう。

10 保険型制度および一部保険の取決め

本節においては自家基金の下に付与される寡婦年金について考察しているのであるが、ここには生保会社が引受けている同様の年金を付与する制度について、触れてみたい。この取決めには頗るいろいろの種類があつて、それは被用者年金制度への加入者に与えられる年金よりも、はるかに広い範囲にわたっている。おそらくその最も簡単な形態は団体生命保険契約を締結し、その保険金額をもって、寡婦年金の必要金額を、保証された年金掛金率で、購入できるようになっている種類であろう。

イギリスにおける寡婦・遺児年金制度・その他死亡給付制度について(川元)

若干の生保会社では少しく変わった給付を与える形態を契約している。それは家族所得給付契約 (family income benefit policy) によって与えられるものである。同契約では被保険者の死亡から一定期間の終りまで、一連のある金額を与えるものであって、それは寡婦に終身間の年金を支給するものではない。それは普通彼女の子女が成長する期間、適用される。支給金は分割払 (capital payments) の性質を持つものであるから、生保会社が出す指示に注意深く従えば、所得税が課せられない。

一時金が加入者の死亡に際し支給される取決めの下においては、自家基金であろうと保険型制度であろうと、寡婦がそれを用いて年金を購入することは自由である。そして基金の受託者がそのようにすることの望ましいとき、そのように彼の注意を引くことは良いことである。一九五六年財政法以来、このようにして購入された年金も、もしも受託者により購入されず、寡婦により購入されるのであれば、その利息部分に所得税が課せられるにすぎない。それで寡婦年金は種々なる取決めの組合せにより、与えられることができるということが、理解できたであろう。なお、あるグループの被用者に対しどの種類が最も適当であるかを決定するには、望ましい給付形態のみならず、加入者の死亡に際する遺産税および寡婦の所得税の状態をも、考慮する必要がある。

なお被用者が団体的に終身保険を契約するとき、これは勤務中の死亡給付だけでなく、これを退職後にも延ばすことにより、退職後の死亡給付として利用することができるであろう。

11 寡婦年金・死亡一時金の併給制度^①

若干の場合において加入者の死亡に際し、例えば加入者の退職年金の半額に等しい寡婦年金と給与一カ年分の併給、あるいは小額の寡婦年金と給与二カ年分の併給、というような方式の採られていることがある。(第1表においては前者の場合は寡婦年金に、後者の場合は一時金給付に計上の由)。

注① 特に記したほかの場合は左記による。

Hosking: *ibid.*, pp. 103~110, pp. 172~3, p. 180

② Pich and Wood: *ibid.*, 1964, p. 52

あ と が き

以上イギリスの退職年金制度における死亡給付について研究を試みたが、ここに特に印象づけられた点を記せば、それは「はしがき」にも書いたように、一時金の死亡給付に対する関心が頗る深まっているものと思われることである。それは一時金の受取りに際する大きい融通性によるわけであるが、またいわゆる企業年金制度の一般的普及に伴ない、従業員が万一のときの保障に強い魅力を感じるに至ったことにもよるようである。いま一つ特に印象に残るのは給与二カ年分以上の一時金支給の制度が頗る多くなったことである。それは上記と同じ原因にもよるのであるが、一九五六年の財政法改正により、保険型制度においても積立金利息に対し免税措置が行なわれ、投資利回りの改善、引いては掛金の低下のできるようになったことも、その実施に踏み切らせているようである。